

# 報道資料

令和元年7月24日  
総務部法務文書課  
県政情報係 橋本、田中  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第218号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第285号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和元年7月23日
- ◎ 実施機関：総務部 法務文書課
- ◎ 対象行政文書：平成27年度特定宗教法人役員名簿並びに財産目録（記載日 平成29年1月14日）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：一部開示決定
  - 不開示部分：ア 役員名簿のうち、役員（代表役員を除く。）の氏名、役職及び備考欄の記述  
イ 財産目録のうち、標題を除く部分
  - 不開示理由：ア 上記不開示部分のア  
条例第7条第1号に該当  
実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他の国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため  
イ 上記不開示部分のイ  
条例第7条第1号に該当  
実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他の国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報  
条例第7条第3号に該当  
当該宗教法人に関する情報であって、公にすることにより、当該宗教法人の正当な権利を害するおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書の性格について

本件行政文書は、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第25条第4項の規定により、所轄庁である実施機関に提出された事務所備付け書類の写しである。

同条第3項の規定によると、事務所備付け書類に対する閲覧請求権者は「信者その他の利害関係人」であり、さらに、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものではないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないとされている。その趣旨は、宗教法人として適正な管理運営を行い、その結果を書類として整えて当該宗教法人の事務所に備え付け、一定の信者その他の利害関係人に閲覧請求権を認めることにより、これらの者の利便を図るとともに、宗教法人の自律性を確保しつつ、その民主性、透明性を高めるものであると解されている。

同条第5項では、所轄庁は、同条第4項の規定により宗教法人から提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないと規定している。

また、「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成16年2月19日付け15庁文第340号。以下「処理基準」という。）においては、「事務の処理に当たっては、この基準によることとするとともに、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意の上、遺漏のないようお願いします。」とされ、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては「登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」とされている。

以上のことから、宗教法人については、社会的責任の大きさや公共的性格は認められるものの、本件行政文書の開示に当たっては、法及び処理基準の趣旨を考慮し、開示による信教の自由を害するおそれの有無について慎重に判断し行うべきであると解される。

#### 2 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第1号に該当すると主張しているため、以下検討す

る。

条例第7条第1号は、「法令若しくは他の条例の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」を不開示情報とする旨規定している。

同号にいう「実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」とは、実施機関の自治事務又は法定受託事務の処理における各大臣その他国の機関からの開示してはならない旨の指示等で法的拘束力のあるものをいう。

地方自治法第245条の9第1項は、都道府県の法定受託事務について、各大臣は、当該事務を処理するに当たりよるべき基準（以下、単に「よるべき基準」という。）を定めることができると規定している。そして、文化庁次長は、各都道府県知事に対し、処理基準をもって、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類につき情報公開条例等に基づく開示請求があった場合、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いをするよう通知している。

そして、実施機関が事務所備付け書類の提出を受ける事務にとどまらず、当該書類を管理する事務についても、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務に当たると解されていること及び法第25条第3項及び第5項の趣旨を考慮すると、処理基準についてはよるべき基準に当たると解するのが相当である。

そして、本件不開示情報は、いずれも一般に公開されていない非公知の事項であると認められ、不開示部分を例外的に開示すべき特段の事情があるとも認められない。

以上のことから、本件不開示情報は、実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により公にすることができないと認められる情報であると認められ、条例第7条第1号の不開示情報に該当するため、条例第7条第2号及び第3号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成29年	7月10日		
② 決 定	平成29年	7月21日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成29年	7月26日		
④ 諮 問	平成29年	8月23日		
⑤ 経 過	平成31年	2月19日	第228回審査会	審議
	平成31年	3月28日	第229回審査会	審議
	令和元年	5月31日	第230回審査会	審議
	令和元年	6月26日	第231回審査会	審議